補償力のアップに向けて!

~ 兵庫県の取り組みから ~

早いもので、平成20年も残すところあと僅かとなりました。子年の今年は「子」の「ふえる」という意味にあやかり、加入がますます増えるよう推進活動に邁進してまいりました。本年のぎょさい事業の展開におきましては、関係者の皆様のご支援、ご努力によりまして着々と成果を上げることができ、大変感謝いたしております。

振り返ってみますと、瀬戸内海ののり養殖の色落ち被害にはじまり、春の季節はずれの台風や低気圧被害、夏の赤潮被害や高水温による養殖生物の異常へい死に加えて、燃油の異常な高騰や世界的な金融危機の影響など、今年もやはり様々な災害や漁業経営を揺るがす出来事が起きました。特に、のり特定養殖共済は平成14年度の有明海の不作に次ぐ39億円もの支払となり、改めて高い契約割合や厚い補償方式での加入の重要性がクローズアップされたところです。

こうした背景を受けて、のり養殖業が大幅な減産となった兵庫県では、漁業者からの強い要望を受けた県が新たに実施した掛金助成を活用するなど、補償力のアップに向けた取り組みが強力にすすめられました。その結果、今年度の契約では県下の平均契約割合が71%から88%と前年度より17%もアップしたことに加え、約定10%契約が大半だったてん補方式も、8割近くが全事故方式を選択した加入となりました。これにより、共済金額に対する実質的な補償の割合が、これまでの10%から70%に大きくアップするという大きな成果をあげることができました。

「子年」は、環境が激しく変化する中でその兆しを素早く察知し、先を見越して機敏に対応する「年」と位置付けられているとのことですが、「ぎょさい」を災害対策のセーフティーネットとして十分活用するよう、契約割合のアップをはじめ補償力を高めた加入を促進する機運が高まってきています。こうした動きが更に加速するよう、今後もご関係者のみなさんのご支援ご協力をお願いいたします。

それでは皆様、どうかよい年をお迎え下さい。

兵庫県の補償力アップ(の川養殖) 実質的な補償の割合 (最大共済金÷共済金額) 契約割合の平均 てん補方式の移行 共済金額 10% 約定 24% 70% 80% 共済金額 88% 76% 最大共済金 71% 全事故 20% 19年 20年 19年 20年 19年 20年

(平成 20 年 12 月 15 日 運動情報版より)